

北緯45度のまち中頓別町は、北海道の最北部である稚内市のほど近くに位置する、豊かな森林に囲まれた酪農の町です。

当町では地域振興を図るため寒冷積雪地帯での醸造用ブドウの栽培という新たな取り組みを進めています。

醸造用ブドウの試験栽培は平成29年度から取り組んでおり醸造用としての品質を満たした一定の収量が確保することが可能であると判断するところまでできています。

そこで、令和5年度から商業用圃場にて醸造用ブドウの栽培を始めます。令和8年度までに約2000本のブドウを定植し、令和10年以降からはワインの醸造を進める計画としています。

地域おこし協力隊としてブドウ栽培に携わり、任期を終えた後も、本町のブドウ栽培を長期的に担っていただける方を募集します。

1. 仕事・業務概要と募集人数

(1) 醸造用ブドウ栽培における6次化推進に関する業務（1名）

①町産醸造用ブドウの栽培に関する以下の業務

- ・醸造用ブドウの栽培及び管理（試験用圃場及び、商業用圃場）
- ・醸造用ブドウの利活用の検討
- ・醸造用ブドウ栽培及び、ワイン醸造に関する技術取得
- ・事業の管理及び推進に関する業務及び必要となる資格等の取得
- ・地域支援組織の設立及び運営
- ・その他必要な業務
- ・地域おこし協力隊員活動

【地域おこし協力隊員活動】

- ・ホームページ等による地域情報の発信
- ・中頓別町での暮らし、体験を実践し発信
- ・地域おこし協力隊員ブログ、SNSの運営（共同）
- ・町内の観光振興事業の推進及び連携
- ・地域におけるイベントや行事などの活動支援
- ・その他、地域おこしに資する活動
- ・研修会の参加

2. 募集対象

- (1) 心身共に健康で、誠実に業務を実行できる方。
- (2) 申込み時点で総務省の定める制度に基づく三大都市圏等の都市地域に居住し（または、他の地域で地域おこし協力隊員として2年以上の経験があり、かつ、解嘱から1年以内の方）、採用決定後に中頓別町に住民票を移し、居住できる方
- (3) 普通自動車運転免許証を取得している方（AT限定は要相談）
- (4) パソコンやメール、Word、Excelを使用できる方
- (5) 地域おこし協力隊の活動期間終了後も中頓別町内に定住し起業又は就業しようとする意欲のある方
- (6) 協力隊の業務以外にも、地域での活動に積極的に参加できる方
- (7) 地方公務員法第16条に規定されている欠格事項に該当しない方

(8) 暴力団員、暴力団関係業者に該当しない方

3. 募集人員 1名

4. 勤務地 中頓別町内

5. 勤務時間 勤務日は原則、週5日 8:30~17:15 (12時~13時は休憩)

6. 雇用形態・期間

- ・身分は中頓別町会計年度任用職員となります。
- ・任用期間は最長3年間とし、1年毎の契約となります。

※着任日は応相談とします。

※協力隊の任期満了後の対応については本人と町の両者にて相談し、本人の意向に沿うよう努力致します。

7. 給与

- ・月額賃金 180,300円
 - ・手当 通勤手当、住宅手当(最大27,500円)、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当等
- ※中頓別町職員給与条例の規定に基づき支給します。
※赴任の費用は支給いたしません。個人の光熱水費、町内会費等は自己負担です。
※昇給有り。

8. 待遇・福利厚生

- ・社会保険(厚生年金、健康保険、雇用保険)に加入します。月額賃金より本人負担分が引かれます。

※詳細については、中頓別町会計年度任用職員取扱要綱及び中頓別町地域おこし協力隊設置要綱に定めるとおり。

※健康保険として市町村職員共済組合(短期)に加入します。

9. 休日・休暇

- ・週休二日制、祝日及び年末年始(12月30日~1月4日までの6日間)
- ・規定により適時有給休暇を付与します。

10. 応募手続き

(1) 応募受付期間 令和5年1月23日(月)~同年2月19日(日)

(2) 提出書類 次の書類を郵送にて提出

①中頓別町地域おこし協力隊応募用紙

②履歴書(市販品の利用可)

※令和5年2月20日(月)必着

(3) 提出先・問い合わせ先

〒098-5551 北海道枝幸郡中頓別町字中頓別 172番地6

中頓別町役場 産業課 担当:吉田、平中

電話 01634-8-7662

メール sangyo-g@town.nakatombetsu.lg.jp

11. 選考

- (1) 第 1 次 選 考 書類選考及び SPI 試験 (WEB 受験可)
応募後 SPI 試験の受験方法等を随時連絡します。
結果については応募者全員に電話または E メールもしくは文書で通知します。
- (2) 第 2 次 選 考 第 1 次選考合格者を対象に面接による選考試験を実施します。日時や面接方法等は、第 1 次選考結果を通知する際にお知らせします。
※基本的には zoom 面接を想定していますが、対面での面接を行う場合の第 2 次選考に係る交通費等の経費については、受験者の負担とします。
- (3) 最終結果通知 第 2 次選考後、速やかに合格者に電話で通知します。また、受験者全員に文書で合否を通知します。

12. その他

- (1) 合格者に対しては、指定の健康診断書を提出していただきます。提出できない方は申込みをすることはできません。健康診断にかかる費用は自己負担となります。
- (2) 募集に係る全てに個人情報については、法及び中頓別町個人情報保護条例に基づき厳正に管理し、本人の了承を得ない限り、第三者に提供しません。